

岩手県震災津波関連資料収集活用有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 東日本大震災津波による被害及び復興に係る資料を収集・整理・保存・活用するための方策について検討するため、岩手県震災津波関連資料収集活用有識者会議(以下「有識者会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 有識者会議は、以下に掲げる事項を所掌する。

- (1) 震災津波関連資料の収集・整理・保存・活用するための方策の検討・提言に関する事。
- (2) その他、震災津波関連資料に関して必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 有識者会議は、15人以内をもって組織し、優れた識見を有する者のうちから復興局長が委嘱する。

2 委員の任期は、1年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 有識者会議に、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の中から互選によって決める。
- 3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 有識者会議は、復興局長が招集する。

- 2 有識者会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 有識者会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(ワーキンググループ)

第6条 有識者会議に付議する議題や資料をあらかじめ準備、検討するため、有識者会議にワーキンググループを置く。

(意見の聴取)

第7条 有識者会議は、必要に応じて知見のある者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 有識者会議の庶務は、復興局において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 8 月 7 日から施行する。